名古屋市告示第211号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、次のよう に意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取 に関する規則(昭和31年名古屋市規則第59号)第15条の規定により告示します。

令和7年4月7日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 計画の概要

- (1) 許可を受けようとする者東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号三井不動産株式会社 代表取締役社長 植田俊
- (2) 建築物の敷地の位置及び面積名古屋市港区金川町101番1の一部27,293.21平方メートル
- (3) 建築物の構造及び規模

工事種別 新築

主要用途 観覧場

構 造 鉄骨造 地上4階 ほか1棟

建築面積 11,566.76平方メートル

延べ面積 27,519.66平方メートル

最高の高さ 30.950メートル

2 意見の聴取の事項

工業専用地域内における観覧場の新築について

- 3 日時令和7年4月21日(月) 午後2時00分
- 4 場所 名古屋市港区港明一丁目12番20号 港区役所 第 3 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課